

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

令和6年2月からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。

Q1. どのような交付金なの？

A1. 令和6年2月分から5月分の福祉・介護職員の賃上げを目的とする交付金です。

- 2～5月分まで、障害福祉サービス等事業所・施設等に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の賃上げに使うことを要件とした交付金を創設**します。
- 6月以降は、障害福祉サービス等報酬改定により、今回の交付金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。

Q2. 交付金の額はどのように決められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る交付金の額を算定・支給**します。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算分が含まれます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ある月の総報酬} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{交付率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{交付額} \\ \hline \end{array}$$

({基本報酬+加算減算} × $\frac{1 \text{ 単位の}}{\text{単価}}$)

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額6,000円相当の交付金**が交付されます。

※ このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。**

Q3. 交付金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**4月15日までに長崎県に計画書を提出**してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で中核市（長崎市、佐世保市）に届出を行うサービス事業者も、**この交付金の届出先は長崎県**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、長崎県から示される様式を用い、他の都道府県分とは別に作成**してください。
- 交付期間終了後、事業者は、**9月30日までに長崎県に実績報告書を提出**してください。
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の交付金の支払は、申請後、交付額が確定した後で、長崎県から行われます。



Q4. 交付金の対象となる要件は？

A4. 以下の3つの要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

(1) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること

- ◆令和6年4月サービス提供分からの算定が必要です。まだ算定されていない事業所は、都道府県・市町村への届出をご準備ください。

(2) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、

令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うこともできます。

⇐ ポイント①

- ◆令和6年2・3月分は一時金等による賃金改善としても構いません。
- ◆月ごとの賃金改善額がその月の交付金額以上となる必要はありません。

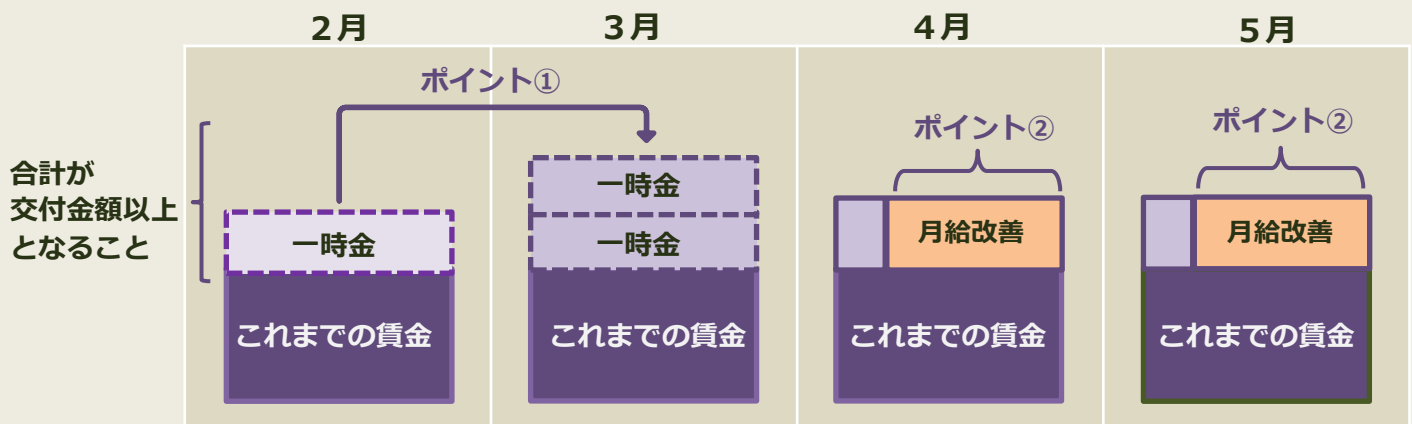
★令和4年度の処遇改善臨時特例交付金で求めた「2月からの賃金改善開始の報告」は、今回は不要です。

(3) 交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること

⇐ ポイント②

- ◆基本給等の引上げ（月給の改善）とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。
- ◆基本給等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。



※「4月分の賃金」を2か月遅れで6月に払う、といった対応も可能です。従来の加算分が2か月遅れなら、交付金も2か月遅れで支払うなど、職員への支払の月は加算と交付金で揃えてください。

Q5. 職種間での交付金の配分方法は？

A5. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てるのが可能です。
- 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

お問い合わせ先

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等 厚生労働省・こども家庭庁
コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

長崎県障害福祉課
電話番号：
095-895-2455

長崎県（障害福祉課）への手続き

概要

- 交付金を申請する場合、事業者は、**4月15日までに、以下に記載する長崎県障害福祉課のメールアドレスへ申請書・計画書を送付**してください。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画書は、**県から示される様式を用い、他の都道府県分とは別に作成**してください。
- 補助期間終了後、事業者は（**9月30日までに**）**県が委託する処遇改善臨時特例交付金事務局に実績報告書を提出**してください。
（要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。）
- 今回の交付金の支払は、申請後、交付額が確定した後で、県が行います。

通常の加算



県・中核市に届出
(指定を受けている自治体)

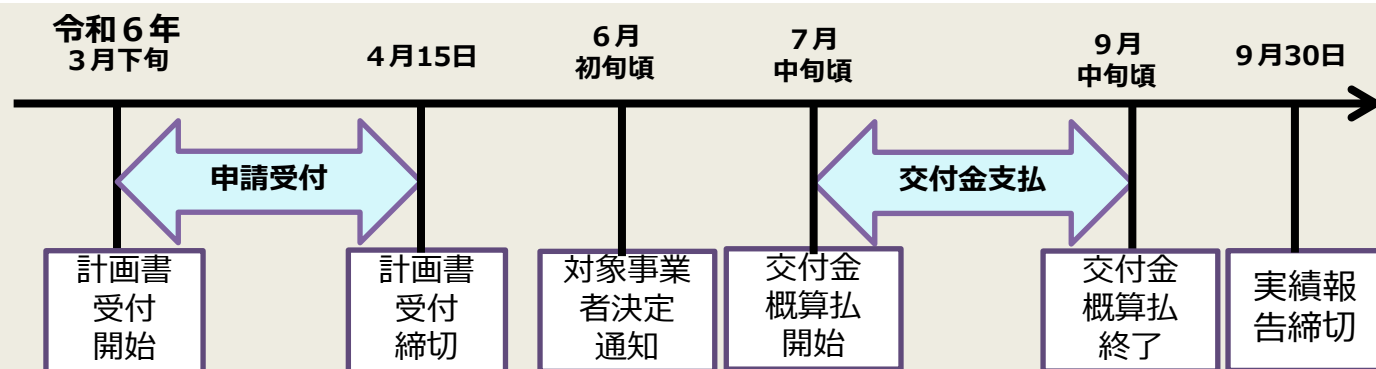
今回の交付金



県に届出

※ 中核市指定の事業者も、この交付金の届出先は長崎県です。

スケジュール



< 6月初旬頃 >

- 県は、申請内容を審査し交付金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、交付対象事業者決定通知書を送付します。なお、申請内容の審査は、県が処遇改善臨時特例交付金事務局（外部の事業者）へ委託して行います。

< 6月～9月 >

- 長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は、補助事業者が補助対象期間中に毎月国保連に送付する請求情報（介護報酬総額）に基づき、交付金額を計算し、補助事業者へ通知します。

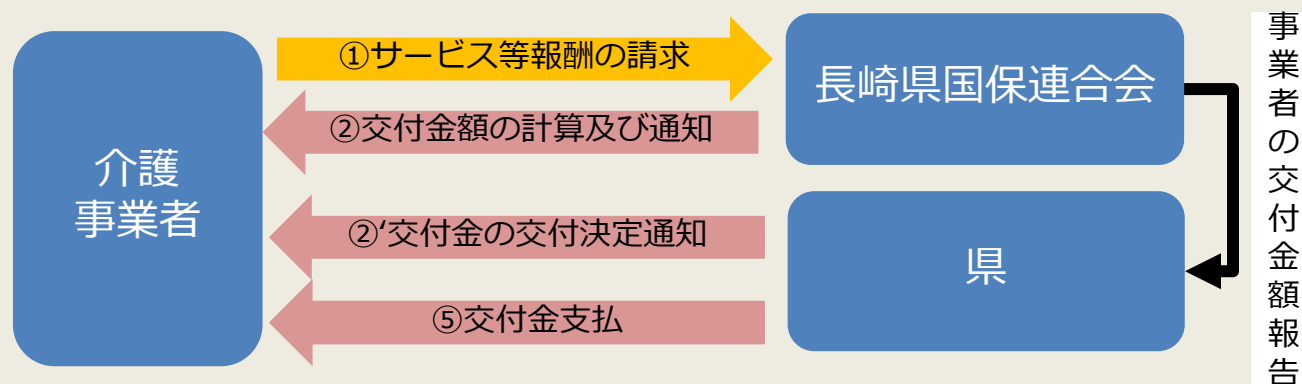
< 7月中旬頃から9月中旬頃 >

- 県は、国保連が算出した交付金額を基に、補助事業者指定の振込先口座へ交付金を支払います。

< 9月末日まで >

- 補助事業者は、この交付金による事業実績の報告を福祉・介護職員処遇改善実績報告書により、処遇改善臨時特例交付金事務局を通じて県に提出します。

交付金支払の流れ



<国保連からの交付金額の通知時期>

- 交付金額の通知は、2～4月分を6月頃に、5月分を7月頃に国保連が補助対象事業者へ行きます。なお、県は、国保連から報告のあった事業者ごとの交付金額の報告をもとに交付金の交付を決定したうえ、その決定の内容等を記載した交付決定通知書を補助対象事業者へ交付します。

<交付金の受領時期>

- 交付金の受領については、分割して受領しなければ運営が困難になる場合等を除き、8月中旬頃に2～5月分を一括して受領していただきます。
- 8月中旬の一括受領では事業運営に支障が生じる場合は、7月中旬頃に2～4月分を、8月中旬頃に5月分を受領していただきます。
- 受領時期は、交付金の申請時に選択していただきます。

<過誤調整・月遅れ請求への対応>

- 令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む額で交付金額を計算します。
- 報酬の月遅れ請求があった場合は、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応します。
- 上記の過誤調整（増額分のみ）及び月遅れ請求に対する対応は、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに国保連により受け付けられたものに限ります。

- 長崎県ホームページ 交付金要綱や各種様式等を掲載しています。

「令和6年2月から5月分の賃上げに係る福祉・介護職員 処遇改善臨時特例交付金について」

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/oshirase-shogaisha/kobetsu-jigyoku/650992.html>

- 交付金交付申請の送付先

処遇改善臨時特例交付金（受付用）メールアドレス：shogai-shogu@pref.nagasaki.lg.jp

- お問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 障害福祉課 電話 095-895-2455

※4月以降のお問い合わせや交付金交付請求書・実績報告書の提出先は、処遇改善支援交付金事務局となりますので、事務局体制が整い次第、お知らせします。